

半田市訓令第一号

庁中一般

半田市事務決裁規程（昭和四十五年半田市訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年一月十三日

半田市長 久世孝宏

別表第一の三財務関係の表を次のように改める。

（別紙のとおり）

附則

（施行期日）

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の規定は、令和八年度以後の予算に係る契約事務から適用し、令和七年度以前の予算に係る契約事務については、なお従前の例による。

別表第一

三 財務関係

滞納処分 の	誤納整理 滞 徴収の嘱 の他取消し	減免	徴収猶予そ の他取消し	徴収の嘱	滞	誤納整理	督促	現金	歳入歳出外	入	その他の歳	国	等	収 負 担 金	徴 料	の 使	入 を 含 む	収 市	設	予算科目の新	予算の流用 もの	予算の令達	予備費の充用 もの	予備費の充用 もの	予備費の充用 もの	決裁事項	決裁区分	
																										市長	副市長	部長・監共通
滞納処分	誤納整理																											
不納欠損処分	除																			目	百万円未満		百万円未満				副市長	
滞納処分の執	の売却通知																			()	円以下		円以下		() すべて のもの		部長・監共通	
	託																				以下		以下		()		課長共通	
																												備考

不納欠損処分は総務部長に合議

「査告」
「はと」
を調

